

【歯科:指定管理者募集】

求人診療科	求人事業者名	求人数	年齢	特記事項	勤務形態	勤務地	年俸（目安）	就業時間等	有給休暇	病床数	圏域	
歯科	西ノ島町歯科診療所	1	不問	西ノ島町(自治体)が所有する歯科診療所の指定管理者となり、歯科診療所の管理運営をしていただきます。 必要な医療機器は概ね揃っております。 指定管理期間は5年となっておりますが、更新も可能です。 詳しくは、下記ホームページをご覧ください。	常勤 (指定管理者として令和3.4.1から5年間勤務)	西ノ島町	診療収入から経費を差し引いた額がご自身の収入となります。 2018年における月の平均患者数(延べ数)は523人です。	【診療時間】 平日 9時00分～12時00分 14時00分～18時00分 土曜日 9時00分～12時00分 ※ 当直 なし	-	-	隠岐	
		PR等		西ノ島町(自治体)が所有する診療所施設で開業していただける歯科医の方を募集しています。 西ノ島町は本土から約65km離れた人口が約3,000人の離島であり、1島1町で形成され、歯科診療所は町内に1箇所だけです。事業所、学校、住民の健康など地域との関わりが多く、「治療」だけでなく「予防」にも力を入れていただいている地域密着型の歯科診療所となっています。 海や山に囲まれた自然豊かな島で、「理想とする暮らしや生き甲斐」を発見してみませんか。 宿舎も診療所から徒歩3分のところにあります。(木造2階建て。4DK。家賃37,000円/月。) ご不明な点は、西ノ島町役場健康福祉課(電話:08514-6-0104)までお気軽にお問い合わせください。								
		詳細		http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/news/790								